

なるほど・ザ ごみ情報

年末年始のごみ収集・処理

①ごみ収集

▷12月29日(火)から1月3日(日)まで、ごみの収集をお休みします。(ただし火曜日に「燃やすごみ」が割り当てられている地域は、12月29日も収集します) ごみ収集カレンダーをご確認の上で出してください。

▷1月4日(月)からは、通常通り収集します。

②一関清掃センターでのごみの受け入れ

▷12月30日(水)から1月3日(日)まで、ごみの受け入れをお休みします。

▷12月29日(火)は、家庭からの持ち込みについて通常通り受け入れます。事業所からの持ち込みについては、可燃ごみに限り受け入れます。

問い合わせ先

一関清掃センター ☎21-2157
役場町民福祉課 ☎46-5562

年末のし尿くみ取りはお早めに

年末はし尿のくみ取りが混み合います。余裕を持ってお早めにお申し込みください。

し尿くみ取りの申し込み先

(有)平泉衛生社 ☎46-3934
公德社 ☎46-4235

不法投棄は犯罪です！

ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながります。

ごみを空き地などに投棄することは立派な犯罪です。不法投棄は「5年以下の懲役もしくは1000万円以下(法人は1億円以下)の罰金、またはその両方」という大変重い罰則が科せられます。

町では、不法投棄を発見した場合は、警察と連携して厳しく対応しています。ごみは適正に処理し、不法投棄は絶対にやめましょう。

土地の所有者や管理者の方は、不法投棄されないよう▷定期的な見回り▷小まめな清掃(下草刈りなど)をするなど、より一層の適切な管理をお願いします。

不法投棄を見つけた場合は、不法投棄者の特徴や車両のナンバー、場所、種類などを通報してください。

不法投棄された廃棄物は現状のままにして通報してください。

通報・問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562



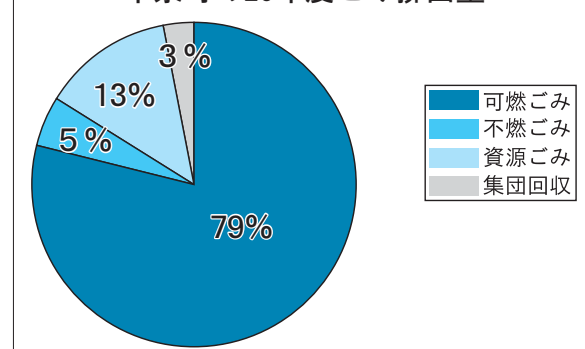
東岳地内の林道に不法投棄された廃棄物

平泉町のごみ量年度別比較

単位: t

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
燃やすごみ	1,872.78	1,940.58	1,927.18	1,948.82	1,912.53
燃やさないごみ	140.16	134.10	144.63	111.48	109.19
資源ごみ	368.91	365.50	359.93	344.05	306.16
集団回収	87.67	86.55	93.54	89.71	76.51
合計	2,469.52	2,526.73	2,525.28	2,494.06	2,404.39

平泉町の20年度ごみ排出量



町のごみ処理状況

20年度の町の総排出量は「燃やすごみ」1,913.5t、「燃やさないごみ」109.2t、「資源ごみ」306.7t、「集団回収」76.5tの合わせて2,406.9tで、19年度より90t減少し、人口1人当たり排出量でも6.6t減少しました。皆さんが、ごみの減量に取り組んだ成果といえます。

分類別で見ると、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「資源ごみ」「集団回収」すべての項目が減少しました。特に「資源ごみ」の減少量が大きいですが、これは人口の減少や消費の冷え込みなどが要因と考えられます。今後もごみの減量化に一層のご協力をお願いします。買物では、渡されるレジ袋は断わる。無駄な物は買わない。必要な量だけ買う。再使用できる容器を探す。丈夫で長持ちするものを選ぶ。ことなどを心掛けましょう。

各家庭でも3R (Reduce = 減量化、Reuse = 再使用、Recycle = 再利用) を実践しましょう。

町民福祉課 ☎46-5562

農業者年金に加入しましょう！

◎年金制度のポイント

1 農業従事者ならだれでも加入

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事する人であればだれでも加入できます。

2 積立方式で安定した財政運営

将来受給する年金は自らが積み立てる方式となり、長期に安定した制度です。

3 80歳までの保証が付いた終身年金

年金は終身受給でき、80歳になる前に亡くなった場合は、その遺族に死亡一時金が支給されます。

4 保険料の手厚い国庫助成

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、保険料(月額2万円)の2~5割の政策支援があります。

5 保険料を自由に選択

政策支援を受けない場合、保険料を月額最低2万円から1000円単位で最高6万7000円まで増額できます。また保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。

問い合わせ先…岩手南農協平泉支店 ☎46-2311
農業委員会 ☎46-5567

農地法が改正されます！

◎改正の概要

1 違反転用に対する罰則が強化されます！

2 農用地区域からの除外が厳格化されます！

3 標準小作料制度は廃止されます！

4 農地の相続は届け出が必要になります！

5 農地について所有権・利用権等の権利を有する人は、農地を適正かつ効率的に利用する責務を有する旨法律に明記されます！

6 遊休農地対策が強化されます！

問い合わせ先…農業委員会 ☎46-5567

上下水道だより

水道を凍結から守りましょう

問い合わせ先…建設水道課 ☎46-5569

寒い冬、水道の凍結にご注意ください

12月から2月にかけて水道凍結事故が多発します。水が出なくなったり水道管やメーターが破裂したりする凍結事故により、修理に多くの費用がかかる場合があります。

こんなときは凍結に注意が必要です

▷外気温がマイナス4度以下になったとき。
▷旅行などで家を数日間留守にするなど、長期間水道を使用しないとき。

水道の凍結を防止しましょう

▷水道管や蛇口を布で巻き、濡れないように保温してください。
▷凍りやすい場所には保温ヒーターなどを設置しましょう。
▷外出や寝る前に、水抜き栓を使って水道管内の水を抜きましょう。(水抜き栓を中途半端に開けたり閉めたりすると、地中に水が漏れ知らないうちに水道を使用していることになり、操作には十分注意してください)

凍結による水道管の漏水修理について

給水装置を所有されている方が、町指定給水装置工事業者に直接依頼し修理していただきます。

メーターボックスの周りを整備しましょう

毎月上旬(1日~10日)に水道の検針を行っていますが、検針しやすいよう、次のことにご協力をお願いします。

メーターボックスの上
に物を置かない。
メーターボックスの中
はきれいに。
犬は放し飼いにせず、
出入口やメーターボックス
から離してつなぐ。

メーターボックスに雪が積もった場合は、雪かきをお願いします。

